

令和 2 年第 9 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 2 年 9 月 2 5 日)

召集年月日 令和2年9月25日（金）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和2年9月25日 午後4時00分

閉会 令和2年9月25日 午後4時15分

出席委員（12名）

1番 松井厚雄	2番 渡邊典子	4番 桑田一広
5番 塩野鐘吉	6番 菅原節夫	7番 松宮重信（職務代理）
8番 古池洋子	9番 岩崎誠一	10番 早川和夫（会長）
11番 谷口浅雄	12番 細川正博	13番 瀧下光生

欠席委員（2名）

3番 松尾 豊	14番 田中久博
---------	----------

出席事務局

次長 小西 守	書記 藤原昭洋
	早川与志樹
	谷口有利子

提出議案

議案第21号	農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について
議案第22号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について
議案第23号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用賃借権設定許可申請審議について
報告第4号	農地変換届について

次 長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第9回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、3番 松尾委員、14番 田中委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、令和2年第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、6番 菅原委員さんと8番 古池委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次 長

はい、議長

議案第21号は、〇〇の〇〇〇〇氏が、自身が所有する農地に集合住宅を建築するため転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第21号資料説明)

議案第21号は、申請者が、自身が所有する農地に集合住宅を建築する申請です。資料4ページの配置図のとおり、当該農地に、4世帯のA棟及び6世帯のB棟の2棟の集合住宅を建築する計画となっています。

この申請地の農地区分につきましては、当該農地の500m以内におおい町役場があることから第2種農地に該当します。第2種農地は「代替性がある場合は許可できない」とありますが、申請人はこの事業に必要な面積の土地を当該農地以外に所有しておらず、他に確保が難しいことから、転用可能と考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員

はい、議長。

こちらは23日に現地を確認いたしました。

当該農地につきましては、周囲が宅地化していることから営農が難しい状況となっており、事務局の説明にもありましたとおり、代替性はないと考えられ、転用は問題ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第21号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長
議案第22号は、〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇用の駐車場を整備するため転用するものであります。
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第22号資料説明)
この申請は、〇〇用の10台分の駐車場を整備するためのものです。当該農地につきましては、資料11ページの現況写真のとおり、10年以上前から駐車場として使用されておりました。これにつきましては農地所有者から始末書の提出がありますことを申し添えます。また、先月の第8回おおい町農業委員会において、当該農地の駐車場が手狭になってきたため、南側の農地を駐車場にする転用申請を審議していただき、許可されたところでございますが、申請者より、南側の農地の駐車場をもっと余裕をもって使用したいとの考えから、隣地である当該農地を引き続き駐車場に使用するという申請となっております。

この申請地の農地区分につきましては、当該農地からおおむね300m以内におおい町役場があることから第3種農地に該当します。よって転用可能と判断いたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 はい、議長。

こちらも23日に現地を確認いたしました。

当該農地につきましては、隣地が駐車場となっていることから営農は難しいと考えられ、転用は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議長 日程4 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長
議案第23号は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が〇の〇〇〇氏の所有する農地に住宅を建築するため転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第23号資料説明)

この申請は、〇〇〇〇氏が、現在居住している住宅の隣の農地に、〇と居住する住宅を建築するためのものです。資料14ページに示しますとおり、申請のあった4筆にまたがるように住宅及び付随する車庫を建築する計画となっ

ております。なお、建築する住宅が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇にもまたがっておりますが、この土地につきましては宅地となっております。また、当該農地につきましては、資料16ページの現況写真のとおり奥の既存住宅の宅地と境界がなく、砂利敷きをされ宅地として使用されておりましたので、転用申請書に始末書が添付されております。また、この現況写真は当該農地の西側から撮影されておりますが、左側にある建物が納屋で、中央右寄りに映っている小さな建物はトイレのある小屋でございます。この2つの建物を取り壊して住宅及び車庫を建築する予定とのことです。

この申請地の農地区分につきましては、当該農地から300m以内に名田庄総合事務所があることから第3種農地に該当します。よって転用可能と判断いたします。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 　　はい、議長。
　　こちら23日に現地を確認いたしました。
　　当該農地につきましては、周囲が宅地化されていることから営農は難しいと考えられ、転用は問題ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見

を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 5]

議長 日程5 報告第4号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長。
報告第4号は、大飯地域の1筆を田から畑にする届でございます。
詳細につきまして、書記に説明させます。

谷口書記 (議案説明)

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和2年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。